

青森県報

第二千七百五十二号

平成十九年
三月九日
(金曜日)

青森県知事 三 村 申 吾

目 次

告 示

廃川敷地等の公示	……………	(河川砂防課)	… 一
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	……………	(同)	… 一
土砂災害警戒区域の指定	……………	(同)	… 九
公 告			
争議行為の通知の公表	……………	(労政・能力 開 発 課)	… 一〇
建設業者の許可の取消し	……………	(青森県土 整備事務所)	… 二
出先機関			
土地改良区の役員の就任及び退任	……………	(西北地方 農林水産 事務 所)	… 二

告 示

青森県告示第百六十号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県県土整備部河川砂防課及び中南部地域県民局地域整備部に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十九年三月九日

- 一 河川の名称
 - 一級河川 岩木川水系土淵川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日
平成十九年三月九日
- 三 廃川敷地等の位置
弘前市大字紙漕町七番四地先
- 四 廃川敷地等の種類及び数量
雑種地 一五・五六平方メートル

青森県告示第百六十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第六条第四項及び第八条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び五所川原県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 案内二号土砂災害警戒区域及び案内二号土砂災害特別警戒区域
 - 1 指定の区域
北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域
(図面省略)
 - 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

二 婁内三号土砂災害警戒区域及び婁内三号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 砂山二号土砂災害警戒区域及び砂山二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

四 嗽沢土砂災害警戒区域及び嗽沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

五 大山長根土砂災害警戒区域及び大山長根土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

六 大山長根二号土砂災害警戒区域及び大山長根二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

七 坊主沢土砂災害警戒区域及び坊主沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

八 小泊七号土砂災害警戒区域及び小泊七号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

- 九 小泊三号土砂災害警戒区域及び小泊三号土砂災害特別警戒区域
1 指定の区域
北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

- 十 小泊土砂災害警戒区域及び小泊土砂災害特別警戒区域
1 指定の区域
北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

- 十一 小泊五号土砂災害警戒区域及び小泊五号土砂災害特別警戒区域
1 指定の区域
北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

- 十二 小泊四号土砂災害警戒区域及び小泊四号土砂災害特別警戒区域
1 指定の区域
北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

- 十三 小泊六号土砂災害警戒区域及び小泊六号土砂災害特別警戒区域
1 指定の区域
北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

- 十四 鮫貝五号土砂災害警戒区域及び鮫貝五号土砂災害特別警戒区域
1 指定の区域
北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十五 下前二号土砂災害警戒区域及び下前二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十六 下前土砂災害警戒区域及び下前土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十七 下前三号土砂災害警戒区域及び下前三号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十八 下前六号土砂災害警戒区域及び下前六号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十九 下前七号土砂災害警戒区域及び下前七号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二十 下前八号土砂災害警戒区域及び下前八号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二十一 下前九号土砂災害警戒区域及び下前九号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二十二 小泊八号土砂災害警戒区域及び小泊八号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二十三 鮫貝一号土砂災害警戒区域及び鮫貝一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二十四 鮫貝三号土砂災害警戒区域及び鮫貝三号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二十五 鮫貝六号土砂災害警戒区域及び鮫貝六号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二十六 尾崎道土砂災害警戒区域及び尾崎道土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二十七 下前四号土砂災害警戒区域及び下前四号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四
条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二十八 折戸三号土砂災害警戒区域及び折戸三号土砂災害特別警戒区域

- 1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四
条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二十九 折戸四号土砂災害警戒区域及び折戸四号土砂災害特別警戒区域

- 1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四
条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三十 寝内一号土砂災害警戒区域及び寝内一号土砂災害特別警戒区域

- 1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三十一 鮫貝二号土砂災害警戒区域及び鮫貝二号土砂災害特別警戒区域

- 1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四
条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三十二 鮫貝四号土砂災害警戒区域及び鮫貝四号土砂災害特別警戒区域

- 1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四
条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三十三 ダイコウ沢土砂災害警戒区域及びダイコウ沢土砂災害特別警戒区域

- 1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四
条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三十四 大滝沢土砂災害警戒区域及び大滝沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三十五 鮫貝沢土砂災害警戒区域及び鮫貝沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三十六 鮫貝沢三土砂災害警戒区域及び鮫貝沢三土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三十七 鮫貝沢四土砂災害警戒区域及び鮫貝沢四土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三十八 坊主沢土砂災害警戒区域及び坊主沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三十九 大山長根沢土砂災害警戒区域及び大山長根沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

四十 嗽沢土砂災害警戒区域及び嗽沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

- 四十一 白倉沢土砂災害警戒区域及び白倉沢土砂災害特別警戒区域
1 指定の区域
北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

- 四十二 折戸沢土砂災害警戒区域及び折戸沢土砂災害特別警戒区域
1 指定の区域
北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

- 四十三 折戸沢二土砂災害警戒区域及び折戸沢二土砂災害特別警戒区域
1 指定の区域
北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

- 四十四 雄乃湯沢土砂災害警戒区域及び雄乃湯沢土砂災害特別警戒区域
1 指定の区域
北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

- 四十五 割長根沢土砂災害警戒区域及び割長根沢土砂災害特別警戒区域
1 指定の区域
北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

- 四十六 鮫貝沢二土砂災害警戒区域及び鮫貝沢二土砂災害特別警戒区域
1 指定の区域
北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第百六十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。
その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び五所川原県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 砂山土砂災害警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

二 坊主沢二号土砂災害警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

三 下前五号土砂災害警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 折戸土砂災害警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

五 折戸二号土砂災害警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

六 小泊九号土砂災害警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

七 折戸五号土砂災害警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

八 鮫貝七号土砂災害警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

九 北砂山沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

十 砂山沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

十一 桧木沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

十二 尾崎道沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

十三 西下前沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

十四 中間沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

十五 東下前沢土砂災害警戒区域

- 1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

公 告

争議行為の通知の公表

青森市妙見三丁目一の一〇に所在する青森県医療労働組合連合会の執行委員長山本公行から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成十九年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 争議行為の目的

医療労働者の大幅増員、労働条件の改善、賃金引き上げ等

二 争議行為をなす日時

平成十九年三月十五日午前零時以降妥結に至るまでの期間

三 争議行為をなす場所

青森保健生活協同組合の全職場又は一部、津軽保健生活協同組合の全職場又は一部、八戸医療生活協同組合の全職場又は一部

四 争議行為の概要

右記の場所ですべての又は部分的に、あるいは断続的に、すべての業務の停止をはじめあらゆる形の争議行為を単独又は併用して行う。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 みどり造園有限公司
- 二 代表者の氏名 細井 幸兵衛
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字新城字平岡二五二の九〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第九四四四号
- 五 取消年月日 平成十九年二月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十八年十月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、白山溜池土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十九年三月九日

西北地方農林水産事務所長 葛 西 弘 光

区役員の別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	鳴海 初男	五所川原市大字飯詰字石田五六の二	平成 一六・二・二六就任
"	小坂 昭雄	大字戸沢字前田三五の八	"
"	鳴海 孝一	大字飯詰字朝日沢田三六	"
"	斉藤 晴夫	大字戸沢字玉清水一八九	"
"	和島 秀夫	大字飯詰字福泉七九	"
"	工藤 修	大字戸沢字畑林三一の一	"
"	斉藤 博	大字戸沢字畑林三一の一	"
"	斉藤 智	字玉清水一一九の二	"
"	柳原 一夫	字前田四五の一	"
理事	鳴海 初男	大字飯詰字福泉二七	一六・二・二七退任
"	斉藤 進	字石田五六の二	"
"	鳴海 亮三	大字戸沢字畑林一一の一	"
"	長内 徳次	大字飯詰字朝日沢田四二の二	"
"	七	大字戸沢字玉清水二〇八の三	"
"	鳴海 博實	大字飯詰字福泉九の一	"
"	小坂 昭雄	大字戸沢字前田三五の八	"
"	斉藤 博	字玉清水一一九の二	"
"	斉藤 智	字前田四五の一	"
監事	柳原 一夫	大字飯詰字福泉二七	"

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七 七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一 銭
--------------------------------------	--	----------------------------------